中央経済社『旬刊経理情報』2019年4月20日号(通巻NO.1543)寄稿記事を加筆・修正

収益認識基準を踏まえた

サブスクリプションの

会計・税務ポイント

第1章

「売り切り型」との比較で考える

サブスクリプションの定義と特徴

第2章

一括/分割売上、複合取引、変動対価など

サブスクリプションの会計上の論点

第3章

法人税、消費税上の取扱いを整理

サブスクリプションの税務上の論点

渡邊 景輔 (太陽有限責任監査法人 公認会計士)

昨今、「サブスクリプション」という定額制のビジネスモデルが注目を集めている。 これは製品やサービスを問わず、顧客にとって導入しやすく、また提供する企業にとっても安定した利益を得られることから、今後も取引量や形態は拡大していくことが 想定される。

本特集では、収益認識基準の影響も考察しつつ、ビジネスモデルの特徴も踏まえて会計処理および税務処理について解説する。

第 1 章

「売り切り型」との比較で考える

定義と特徴サブスクリプションの

[この章のエッセンス]

ます。 は、一定 は、一定 がら利用へ」という消費者マイル がら利用へ」という消費者マイル がら利用へ」という消費者マイル がら利用へ」という消費者マイル がら利用へ」という消費者マインドの変化により広がっているビジネスモ デルである。 サブスクリプションは、「所有 がら利用へ」という消費者マインドの変化により広がってきて がら利用へ」という消費者マインドの変化により広がってきて がられているという特徴がある。

サブスクリプションとは

利用したサービス業で提供され式」といったビジネスモデルをデル」、「サブスクリプシヨン方ー・サース・サージスクリプションモー・サーバー・サービスを開発した。

るようになってきている。具体的るようになってきている。具体的には、ソフトウェアの定額利用サービス、毎月定額で複数車種の車を好きなだけ利用できるサービス、それ以外にも、毎月定額で系列店のラーメンを1杯毎日食べられるサービスまで様々である。べられるサービスまで様々である。いう点にある。もともと、英語のサブスクリプション

する取引が増え始め、これを「サする取引が増え始め、これを「サ制定額で継続課金する形態で提供を売り切りの形態ではなく一定期を売り切りの形態ではなく一定期を売り切りの形態ではなくして業界においる。という単語には

する。 ライセンスを提供するICT業界 利用する業界は、ソフトウェア・ の後、サブスクリプション方式を 始めたことからこのビジネスモデ サービス提供を行う形態」と整理 定義を「一定期間定額で継続的に アパレル業界に拡がってきている。 界、自動車業界、飲食業界、小売・ から、冒頭紹介したようにコンテ ルが広がったといわれている。 本稿では、「サブスクリプション ブスクリプション方式」と呼称し ンツ(エンターテインメント)業 (方式)」というビジネスモデルの そ

モデルの特徴サブスクリプション

考えられる。
考えられる。
サブスクリプション方式が広が
サブスクリプション方式が広が
を言われている。また、インター
と言われている。また、インター
と言われている。また、インター
と言われている。また、インター

という流れの中で広がったサブス討をする前に「所有から利用へ」本稿では、会計処理や税務の検

の観点から整理してみたい。(売り切り型)と利用(サブスク(売り切り型)と利用(サブスクリプション)の比較を、次の5つクリプション方式の取引上のあるクリプション方式の取引上のある

契約形態

計処理の観点からも重要なポイン ションモデルと似た形式になる。 といったケースがほとんどである りの場合には売買契約や請負契約 リプションの場合には使用許諾契 まず契約形態について、サブスク トとなるため注意が必要である。 契約形態については、後述する会 毎年販売することでサブスクリプ の売り切りライセンスを結果的に 販売するような場合には、1年間 トウェアの1年ライセンスを毎年 意が必要である。 たとえば、ソフ 形態に近いケースもある点には留 その実態としては売り切りの契約 という呼称を利用しているものの なお、サブスクリプションモデル 約や会員契約などであり、売り切 (ソフトウェアの開発など) など

② 所有権

所有権については、サブスクリ

図表①売り切り型モデルとサブスクリプションの比較						
		サブスクリプション	売り切り			
1	契約	使用許諾契約・会員契約等	販売契約・請負契約 等			
2	所有権	なし (利用形式)	あり			
3	スイッチングコスト	低い	あり			
4	カスタマイズ性	低い	高い			
5	収益性の判断	インフラコスト VS 定期収入	コスト+利益			
※①~③はサブスクリプション全体の特徴だが、④⑤は特にICT業界に特有の特徴である。						

されることが通例与えられる契約と的な利用許諾権をず、買い手に専属の所有権は移転せ

与有は生じない。与有は生じない。与有は生る取引であるため、顧客にあるため、顧客による支配あるいやよる支配あるいやよる支配あるいや

による支配あるい とる支配あるいや とる支配あるいや とる支配あるいや は、売り切りの により顧客に所有 により顧客に所有 による支配あるいや は、の間客に が移転し、顧客に が移転し、顧客に

場合は、顧客のニーズごとに製品タマイズ性は低いが、売り切りの

ムを利用することになるためカスる企業が用意したプラットフォーブスクリプションでは売り手とななる製品やサービスについて、サ

をカスタマイズすることが可能で

スイッチングコスト

あるため、カスタマイズ性は高い。

3

スイッチングコストは、サブスストは高い。

る場合には、売りの著作物に該当す

よりソフトウェアても、売買契約に切りの場合であっ

がソフトウェアの

なお、契約の対象

ように著作権法上

や占有が生じる。

生じるという点では変わらない。的であるが、支配あるいは占有が

プションの場合に

②カスタマイズ性

カスタマイズ性は取引の対象と

マニュー インフラへの投資コストに対して は性の判断をするが、売り切りの 益性の判断をするが、売り切りの を乗せることになる。サブスクリ を乗せることになる。サブスクリ を乗せることになる。サブスクリ を乗せることになる。サブスクリ での場合は、インフラ(プ フットフォーム)に対して投資を し、新規顧客の獲得及び継続利用 し、新規顧客の獲得及び継続利用 し、新規顧客の獲得及び継続利用 し、新規顧客の獲得及び継続利用 し、新規顧客の獲得及び継続利用 といるのように でその全体の 関品1単位当たりのコストに得ら れる利益を含めて販売するため、 れる利益を含めて販売するため、

収益性の判断方法

4

ションの場合は、顧客が利用する収益性の判断は、サブスクリプ

第 2 章

一括/分割売上、複合取引、変動対価など

会計上の論点サブスクリプションの

[この章のエッセンス]

サブスクリプションにおける 会計上の主な論点は、①一括 ③変動対価、④購入側の処理 ③変動対価、④購入側の処理 の4点である。 収益認識基準では、会計上の論 収益認識基準では、会計上の論 に区分、②履行義務の識別、 権に区分、②履行義務の識別、 をに区分、②履行義務の識別、 をに区分、②履行義務の識別、 がった、新たな概念が導入され いった、新たな概念が導入され

収益認識の会計処理

売上高は、実現主義の原則に従ず、『企業会計原則』において、る明確な基準は設定されておらいて、そもそも収益認識に関すいて、そもその会計基準にお我が国の現行の会計基準にお

い、「商品等の販売又は役務の給付い、「商品等の販売又は役務の会領」と「②その対価とービスの提供」と「②その対価ともである。実現主義の要件としては、「①財貨又はサ義の要件としては、「②その対価としての現金また現金同等物のに限る。」とい、「商品等の販売又は役務の給付い、「商品等の販売又は役務の給付い、「商品等の販売又は役務の給付い、「商品等の販売又は役務の給付い、「商品等の販売又は役務の給付い、「商品等の販売又は役務の給付い、「商品等の販売又は役務の給付い、「商品等の販売又は役務の給付い、「商品等の販売又は役務の給付い、「商品等の販売又は役務の場合には、「商品等の販売工具には、「商品等の販売工具に、「商品等の販売工具には、「商品等の販売工具に、「商品等の販売工具に、「商品等の販売工具に、「のいずれる。」

号、平成21年7月9日公表)』な会計処理については、『ソフトウェア収益実務対に報告》「『我が国の収益認識に関する研究報告(会計制度委員会研究報告)「IAS 第18号「収益」に照らした考察」で報告)』、『我が国の収益の会計処理については、『ソフトウェア収益実務対応報告)」、『我が国の収益認識に関する研究報告(中間報告)「IAS 第18号「収益」に照らした考察」(会計制度委員会研究報告(会計制度委員会研究報告第13年では、『ソフトウェアビジネスに関する

察される。 となる個別事項 どによって、論点となる個別事項 とによって、論点となる個別事項 については整理が行われてきてい 明示的に規定されたものではない。 明示的に規定されたものではない。 リービスの実態に応じて個別に かサービスの実態に応じて個別に がサービスの実態に応じて個別に が サービスの実態に応じて個別に が サービスの実態に応じて個別事項 どによって、論点となる個別事項

準であり、今後各企業が適用を検 準は現時点では、未適用の会計基 こととする。なお、新収益認識基 関する収益認識について検討する 認識について詳細にルール化され 明確に規定されていなかった収益 私見となる。 判断については現時点での筆者の 成されると考えられため、文中の サブスクリプションのビジネスに 収益認識基準を参考にしながら、 ている。したがって、本稿では新 収益認識基準)が公表され、 業会計基準第29 号)』(以下、新 討するなかで会計実務・慣行が形 『収益認識に関する会計基準(企 ただし、平成30年3月30 従来 日に

サブスクリプションの収益認識

に関しては実務上検討課題となるに関しては実務上検討課題となるに関してが多い事例を踏まえ、①一括をして取り上げる。以下では、こをして取り上げる。以下では、こをが多い事例を踏まえ、①一括に関しては実務上検討課題となるに関しては実務と検討課題となるに関しては実務と検討課題となる

① 一括売上と分割売上

検討する。 その契約によって明確に区分して 供与であるといえる。そのため、 を一定の期間利用する権利といっ ある。例えば、ソフトウェアを一 を利用しているにすぎないためで 顧客には製品またはサービスに関 を締結するため、使用許諾権(ラ 定の期間利用する権利や、自動車 する占有は生じず、あくまで資産 いるのがサービスの提供側であり る可能性がある。資産を所有して イセンス)に関する取引に該当す 使用許諾契約や会員契約等で契約 サブスクリプションの契約は、 使用許諾権(ライセンス)の

理し、その中で、一時の収益とすまずは、ライセンスについて整

図表②

【ソフトウェア取引の収益の会計処理に関 する実務上の取扱い】

1(1)① 市場販売目的ソフトウェアとは、 不特定多数のユーザー向けに開発した各種 ソフトウェアの販売やライセンス販売(ライ センスの使用を許諾し使用料を得る契約)を いう。 収益実務対応報告」が公表されてこの内容を受けて、「ソフトウェア上の諸問題について」を公表し、

プロジェクトチーム報告としてIT業界における特殊な取引検討士協会は平成17年3月11日に、に多い。そのため、日本公認会計な会計処理の事例が、過去から特

情報サービス産業における監査

2 (1) ①注 4 ソフトウェア取引の特質がらその内容の確認が難しいという中でも、市場販売目的のソフトウェア取引については、一般的に、企業の側でその仕様がすでに確定しているため、納品が完了した時点で実質的に成果物の提供が完了している。

ライセンス販売においては、顧客が使用する ことができる状態となった時点で実質的に 成果物の提供が完了している。 まず、わが国の会計基準は、ラいる。について図表②のように規定してかを検討する。について図表②のように規定してた収益として計上すべきものなのソフトウェア及びライセンス販売べきものなのか、契約期間に応じいる。その中で、市場販売目的の

いるだけである場合は、納品時にいるだけである場合は、納品時にでカーを利用している場合、ライセンスが完成したソフトウェアの関語準で収益を計上すべき ことが明らかにされている。例えば、とが明らかにされている。例えば、とが明らかにされている。例えば、とが明らかにされている。例えば、企業の基幹システムをサブスクリプションによって提供している場合、ライセンスが完成したソフトウェアの製品マスターを利用してウェアの製品マスターを利用しているだけである場合は、納品時にいるだけである場合は、納品時にいるだけである場合は、納品時に

製品又はサービスが完成していな 間に応じて収益を計上することが 場合は、その契約期間に応じてサ になる。例えば、保守サービスの 間に応じて収益を計上すべきこと 目的としているため、その契約期 供である場合は、その契約期間内 るもの)や、単純にサービスの提 対象が、ライセンスの対象である 収益を計上することも考えられる。 ービスが提供されるため、その期 ストリーミングできるサービスの 供する場合や動画や音楽を定額で ように契約期間内にサービスを提 にサービスの提供を受けることを ップデートが契約上予定されてい いもの(例えば定期的に一定のア 一方で、サブスクリプションの

ェア販売取引などに関する不適切視化されない性質から、ソフトウない。ただし、ソフトウェアは可

イセンスについての明確な規定は

ライセンスが、常にデザイン 表③のように定めているため、こ 表③のように定めているため、こ たい (図表④)。 考えられる。

客側においてもデザイン面・機能とが合理的に期待されており、顧面・機能面の著しい改良を行うこうイセンスが、常にテサイン

ことになるであろう。 そのようなケースでは、製品又は 場合はアクセス権として判断し一 うアップデートするのもビジネス ツを常に顧客のニーズに応えるよ 獲得し長期間継続してもらう必要 クリプションでは、顧客の獲得を えず、アクセス権として判断し、 サービスが顧客に移転したとはい 定の期間にわたり収益を認識する デートが常に起こると想定される の特徴である。そのため、アップ があるため、サービスやコンテン ることになることが多い。サブス 面の改良を受け入れざるを得ない 定の期間にわたり収益を認識す

一方、提供元がライセンスの機体を表示で収益を認識することになるに、 一方、提供元がライセンス期間を通じその形態、機能性、 一方で成しておりアップデート等 計上されることになる。例えば、 一年契約でソフトウェアのライセンスの供与をする場合に、その製いのではない場合には、 一方、提供元がライセンスの供与をする場合に、 その製品が完成しておりアップデート等 おうっち であった。

中において顧客による解約の申しが付されているケースや、契約途 することも有用であると考えられ ケー えられるためである。出によって解約可能なケース 追加の対価なしで利用できる権利 ョンアップされた製品等を顧客が えられる。 を慎重に判断する必要があると考 収益認識を行うことが適切か否か長期にわたる場合には、一時点で れる場合でも、ライセン になる場合には、バージョンアッ なお、 権 経済的な実態を踏まえ、 スも想定されるが、 お (ライセンス期間中にバ $\widehat{4}$ $\widehat{5}$ 契約のみでは判 仮に使用権とし ライセンス期間が長期 収益性とい スイッチングコスト 、ったこれ 第1 断に て判断さ ス期間が 章で ージ 迷う が考

図表③ 収益認識基準でのライセンスに関する定め

[適用指針]

(6) ライセンスの供与

第61項; ライセンスは、企業の知的財産に対する顧客の権利を定めるものである。ライセンスを供与する約束が、顧客との契約における他の財又はサービスを移転する約束と別個のものでない場合には、ライセンスを供与する約束と当該他の財又はサービスを移転する約束の両方を一括して単一の履行義務として処理し、会計基準第35項から第40項の定めに従って、一定の期間にわたり充足される履行義務であるか、又は一時点で充足される履行義務であるかを判定する。

第62項;ライセンスを供与する約束が、顧客との契約における他の財又はサービスを移転する約束と別個のものであり、当該約束が独立した履行義務である場合には、ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、顧客に次の(1)又は(2)のいずれを提供するものかを判定する。

- (1) ライセンス期間にわたり存在する企業の知的財産にアクセスする権利
- (2) ライセンスが供与される時点で存在する企業の知的財産を使用する権利

ライセンスを供与する約束については、ライセンスを供与する際の企業の約束の性質が(1)である場合には、 一定の期間にわたり充足される履行義務として処理する。企業の約束の性質が(2)である場合には、一時点で 充足される履行義務として処理し、顧客がライセンスを使用してライセンスからの便益を享受できるように なった時点で収益を認識する。

(企業の約束の性質の判定】

第63項; ライセンスを供与する際の企業の約束の性質は、次の(1)から(3)の要件のすべてに該当する場合には、顧客が権利を有している知的財産の形態、機能性又は価値が継続的に変化しており、前項(1)に定める企業の知的財産にアクセスする権利を提供するものである。

- (1) ライセンスにより顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を企業が行うことが、 契約により定められている又は顧客により合理的に期待されていること
- (2) 顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える企業の活動により、顧客が直接的に影響を受けること
- (3) 顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える企業の活動の結果として、企業の活動が生じたとしても、財又はサービスが顧客に移転しないこと

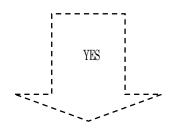
第65項;次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、企業の活動は、第63項(1)に定める顧客が権利 を有している知的財産に著しく影響を与えるものとする。

- (1) 当該企業の活動が、知的財産の形態又は機能性を著しく変化させると見込まれること
- (2) 顧客が知的財産からの便益を享受する能力が、当該企業の活動により得られること又は当該企業の活動に依存していること

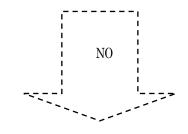
図表④ アクセス権及び使用権の判定

以下のすべての条件を満たすか? (収益認識に関する会計基準の適用指針第63項)

- (1) 知的財産に著しく影響を与える活動を企業が行うことが、契約により定められている又は顧客により合理的に期待されている
- (2) 企業の知的財産に著しく影響を与える活動により、顧客が直接的に影響を受ける
- (3) 企業の活動が生じるにつれて、財又はサービスが顧客に移転しない



アクセス権 一定の期間にわたり収益認識



<u>使用権</u> 一時点で収益認識

カスタマイズ契約などが含まれてカスタマイズ契約などが含まれてリートウェア・テップデート、テンス、インストール・サービス、ソフトウェア・アップデート、テンス、インストール・サービス、フトウェア・サポートのほか当該ソフトウェア・ライセンスに関すると、サースタマイズ契約などが含まれてカスタマイズ契約などが含まれてカスタマイズ契約などが含まれてカスタマイズ契約などが含まれてカスタマイズ契約などが含まれてカスタマイズ契約などが含まれて

② 複合取引

には、 との間で明らかにされている場合 切な区分に基づき、販売する財又 務上の取扱い」では、管理上の適 取引の収益の会計処理に関する実 じて収益認識を認識するとしてい 提供期間にわたる契約の履行に応 の金額の内訳が顧客(ユーザー) は提供するサービスの内容や各々 ある。それに対し、「ソフトウェア 契約書等で締結している」もので や機器(ハードウェア)の販売の 点で、また、サービスについては 各々の成果物の提供が完了した時 フトウェアといった財については して、機器(ハードウェア)やソ ように異なる種類の取引を同 複合取引とは、「サービスの提供 契約上の対価を適切に分解 <u>ー</u>の

いる可能性があるため、収益の認識については、契約書においてサービスの内容が不明瞭な場合がある契約の内容が不明瞭な場合がある契約の内容が不明瞭な場合があるをその対価を明確に区分しなけなとその対価を明確に区分しないなるようないことに留意する必要ればならないことに留意する必要ればならないことに留意する必要ればならないことに留意する必要ればならないことに留意する必要がある。

参考として追加的な考察をしたい。 るかの判断は、以下の(1)及び なお、履行義務が別個のものであ 移転のパターンが同じである複数 個の財又はサービス」とは、性質 財又はサービス、又は、一連の別 まず、履行義務とは顧客に別個の 複合取引に対する考え方として、 義務の識別という概念があるため の財又はサービスのことである。 が実質的に同じであり、顧客への 東であり、ここでいう「一連の別 個の財又はサービスを提供する約 (2) のいずれも満たす場合であ なお、 (図表写参照 収益認識基準では、履行

利用できる他の資源を組み合わせ 単独で顧客が便益を享受すること て顧客が便益を享受することがで 該財又はサービスと顧客が容易に ができるかどうか、あるいは、当

るかどうか

(1) については、

ソフトウェ

れる他の約束と区分して識別でき

客に移転する約束が、

契約に含ま

(2) 当該財又はサービスを顧

図表⑤

 $\boxed{1}$

当該財又はサービスから

きるかどうか

期待値 ; 発生し得ると考えられる対価の額を確率で加重平均した金額による方法

(条件)

割引家を販売個数に広じて計算

司 71年で 駅 71 四 数 に 心 し く 計 昇 。						
割引率		価格	X	発生割合		
0%		100	Χ	20%		
5%		95	X	25%		
10%		90	Χ	40%		
15%		85	X	10%		
20%		80	X	5%		

↑合理的な見積りが必要

変動対価(加重平均)						
92.25						
(注) 発生確率に応じて、	加					
重平均にて単価を計算。						

最頻値 ; 発生し得ると考えられる対価の額における最も可能性の高い単一の金額による方法

(条件)

割引が10%で、1,000個以上販売した際に10%割引。

H. 2 1 1 2 2 1 1 1	- , -,,
割引率	価格
定価	100
10%	90

(判断根拠)

1,000個以上販売できることが、事前に契約や過去の

変動対価(可能性が高い) 90.00

(注) 1,000個以上販売される ことが明らかになっているた

取引関係より明らか

め、単価を90にて計算。

3 変動対価

サブスクリプションでは、

顧客

の額を調整することになる。

単価がその引渡時点での合理的な 引渡され、 を満たしていると判断される場合 価格を表し、 対価が変動する取引は、商品等が 識に関する実務報告」において、 価について割戻となる数量リベー 般的であるが、ソフトウェアのラ 月額定額制になっているものが一 を獲得しやすくするために完全に 済されるなど「対価の成立」要件 ト」などが考えられる。「収益認 金額が増加する従量課金制」や「単 完全に月額定額制のものに加え、 イセンスや通信の価格モデルは、 「月額定額で一定量を超過すると その時点で設定された かつ、通常条件で決

と考えられる。 ような場合で、その要件を満たす 約上、ライセンスとそのテクニカ 考えられる。(2)については、 な場合では、 アップデートやテクニカル・サポ ア・ライセンスがソフトウェア・ ル・サポートが明確に区分できる ートがなくても機能し続けるよう その要件を満たすと 契 変わるため、その後正確に増減分 については一括計上又は分割計上 されている。すなわち、定額部分 があるとしても、 が計算された時点で、決算で収益 の利用状況に応じて発生の有無が し、対価が変動した部分は、顧客 に収益を認識することが明らかに には、最終的に修正される可能

商品等の引渡時

な考察をしたい。 考え方として、参考として追加的 的に対価が変動する取引に対する 対価という概念があるため、 かじめ調整することも考えられる。 である場合は、その変動分をあら また、収益認識基準では、変動 ただし、合理的な見積りが可能 事後

積りになる可能性がある。 その場 のみといった、契約において生じ 額もしくは一定の割引となる場合 ばならない。 期待値」によって見積もらなけれ ては、 最頻値」で見積ることが適切な見 る結果が2つしかない場合は、「① 変動対価の額の見積りにあたつ 発生し得ると考えられる対価 「①最頻値」もしくは「② 例えば、利用料が定

の額における最も可能性の高い単の額における最も可能性がある。その場合、発生る可能性がある。その場合、発生る可能性がある。その場合、発生る可能性がある。その場合、発生る可能性がある。例えば、利用量率で加重平均した金額の合計で見積ることになる。例えば、利用量に応じた割引プランを設定している場合は、各値下げの発生確率を見積り加重平均して算定することになる。

なお、変動対価の見積額は、必なお、変動対価の見積のうち変動対価の額に対価の見積のうち変動対価の額に対価の見積のうち変動対価の額に対しる不確実性が事後的に解消される時点までに計上された収益のれる時点までに計上された収益のれる時点まが発生しない可能性が著しい減額が発生しない可能性が著しい減額が発生しない可能性がることに留意が必要であると考えることに留意が必要であると考えられる。

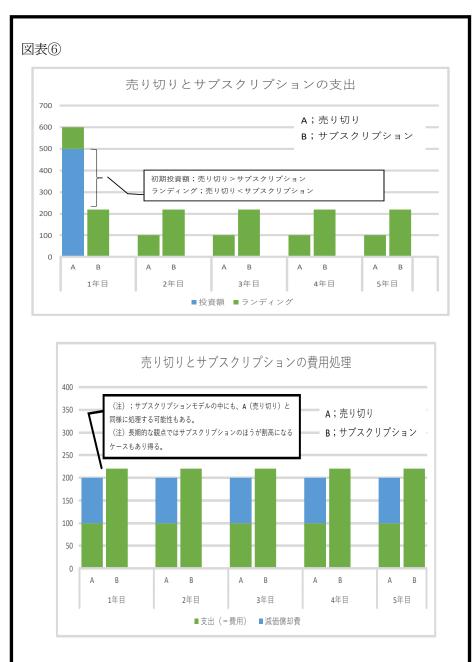
購買側の会計処理

次の費用処理とすることが多いと月額定額で支払っているため、月サブスクリプションの利用側は

おける利用側の処理を売り切り以下では、サブスクリプションにの契約形態に近いケースもある。ションの中にも実態には売り切り

ービスやカーシェアサービスなどが購買側となる音楽・動画配信サじることとしており、一般消費者お、本稿では企業の会計処理を論との比較で論じることとする。な

することはあり、その場合購買側ェアをサブスクリプション契約とめえば、情報システムやソフトウなる。実際のビジネスを考えると、の購買側の処理は議論の対象外と



を のの理を検討することとしたい。 でいて検討することとしたい。 たられるため、ここでは情報シスの処理を検討することは有用と考

場合は減損することになる。 その回収可能性がないと判断した て減価償却費を通じて費用化し、 ストに関しては、耐用年数に応じ ろう。固定資産として計上したコ ストを費用計上するのが通常であ って月次の保守・メンテナンスコ 考えられるため、保守期間にわた 契約となっているケースが多いと は、通常保守期間で定額での保守 保守・メンテナンスにかかる費用 該ハードウェア・ソフトウェアの 形固定資産に計上する。また、当 形固定資産に計上し、ソフトウェ ーバ等のハードウェアの購入は有 購入にかかった支出について、サ 設置しシステムを構築する場合は アを購入及び構築した費用は、無 に情報システムのハードウェアを サブスクリプションモデルでの 売り切りの契約によって自社内

することになろう(図表6)。月次で発生する利用期間にわたってなく、通常は利用期間にわたっての無形固定資産及びソフトウェア等有形固定資産及びソフトウェア等売り切りとは異なり、サーバ等の売り切りとは異なり、

更新されるライセンス購入取引で 科目で資産計上し、その利用実績 用処理するのか、ライセンスを無 リプションモデルに見えるという あるが、毎2年ごとに更新(購入) の売り切りに近い形態の取引もあ クリプションモデルとうたわれて は検討が必要になると考えられる。 却を通じて費用化するかについて 形固定資産や(長期)前払費用と ライセンスの購入費用を一括で費 ようなケースである。この場合、 しているために結果的にサブスク る。例えば、実際には 2 年ごとに いるものの、実際にはライセンス に応じて取り崩しを行い、費用計 ョンにかかる費用を一括で支払っ して資産計上し、契約期間での償 ている場合、前払費用等の適切な 上する必要がある。なお、サブス また一定期間のサブスクリプシ

第 3 章

法人税、消費税上の取扱いを整理

サブスクリプションの

税務上の論点

[この章のエセックス]

法人税法および消費税法では 法人税法および消費税法では 法令解釈通達により取り扱い は法令解釈通達により取り扱い は法令解釈通達により取り扱い は法令解釈通達により取り扱い は法令解釈通達により取り扱い は法令解釈通達により取り扱い は法令解釈通達により取り扱い

段の定めがあるものを除き、一般額及び前項各号に掲げる額は、別 と法人税法上の処理には相違がな 準に従って処理することとなる。 当と認められた会計処理の原則基 となっている。すなわち「別段の する(法人税法第22条第4項)」 第22条第2項)」とし、 年度の収益の額とする(法人税法 等取引以外のものに係る当該事業 では個別に判断して、益金への算 はないことから、現行の法人税法 は、会計基準と同様、別段の定め 定め」にない限り、一般に公正妥 の基準に従って計算されるものと に公正妥当と認められる会計処理 に規定する当該事業年度の収益の 人時期を判断しており、会計基準 サブスクリプションの取り扱い

したがって、益金として算入す

しているのみである。そのため、顧客は提供されるサービスを利用所有権がサービス提供側にあり、

システム利用においては、資産の

時点において認識されることから、 ることになる。 れば、一時点での益金の算入とす 型のサービス」といった目的であ ンスの販売を目的とした売り切り あれば、そのサービス提供期間に なサービス提供」といったもので ビス提供が「期間に応じた継続的 サブスクリプションにおけるサー べき時点は、 応じて益金として算入し、「ライセ なお、法人税法では、平成 役務提供が完了した 30

3月30日に収益認識に関する包

いては、 等による会計処理が認められてい のため、中小企業の会計処理につ その事業年度から適用される。そ ることから、当通達改正により従 従来どおり企業会計原則

> ないことに留意が必要である。 来の取扱いが変更されるものでは

ライセンスに関する通達

1

益認識基準を適用している場合に、

なお、この改正については、

収

いの整理が行われている。

⑦の3つの通達が新設又は改正の されており、サブスクリプション ライセンスに関する通達は、 のビジネスについてはこの点が影 図表

定した場合は、

「履行義務が一定

び「②使用権」に分けて処理をす 基準と同様に「①アクセス権」及 響するが、結論から述べると会計 ることになると考えられる。

図表⑦【法人税法基本通達】

定が設けられたこと等に伴う取扱 計上時期及び計上額についての規 ともに、法人税法において収益の を盛り込んだ形で見直しを行うと て「履行義務」という新たな概念

(知的財産のライセンスの供与に係る収益の帰属の時期)

る会計基準」における収益の計上 通達においては、「収益認識に関す 更になることに伴い、法人税基本 る。すなわち、会計上の基準が変 おいて法令解釈通達が行われてい 度税制改正において法人税法等に 平成30年5月30日に平成30年 基準」が公表されたことに伴い、 準第29号「収益認識に関する会計 括的な会計基準となる企業会計基

計上時期及び計上額につい

2-1-30 知的財産のライセンスの供与に係る収益の額については、次に掲 げる知的財産のライセンスの性質に応じ、それぞれ次に定める取引に該当す るものとして、2-1-21 の 2 及び 2-1-21 の 3 の取扱いを適用する。 30年課法2-8「二」により追加)

- ライセンス期間にわたり存在する法人の知的財産にアクセスする権利 履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの
- ライセンスが供与される時点で存在する法人の知的財産を使用する権 履行義務が一時点で充足されるもの

変動対価(基通2-1-1の11 新設)

資産の販売等に係る契約の対価について、値引き等の事実により変動する可 能性がある部分の金額(以下「変動対価」といいます。)がある場合におい て、次に掲げる要件の全てを満たすときは、変動対価につき引渡し等事業年 度の確定した決算において収益の額を減額し、又は増額して経理した金額 (引渡し等事業年度の確定申告書に当該収益額係る金算入を減し、又は増 させる金額の申告記載がある場合当該を 含みます。) は、引渡し等事業年 度の引渡し時の価額等の算定に反映するものとすることを明らかにしてい ます。

- (1) 値引き等の事実の内容及び当該値引き等の事実が生ずることにより契約 の対価の額から減額若しくは増額をする可能性のある金額又はその金額の 算定基準が客観的であり、当該契約若しくは法人の取引慣行若しくは公表し た方針等により相手方に明らかにされていること又は当該事業年度終了の 日において内部的に決定されていること。
- (2) 過去における実績を基礎とする等、合理的な方法のうち法人が継続して 適用している方法により(1)の減額若しくは増額をする可能性又は算定基準 の基礎数値が見積もられ、その見積りに基づき収益の額を減額し、 又は増額 することとなる変動対価が算定されていること。
- (3) (1)を明らかにする書類及び(2)の算定の根拠となる書類が保存されている こと。

権にアクセスする権利」として判 にわたり存在する企業の知的財産 したがって、「①ライセンス期間

あるため、一定の期間にわたり収 認識する。」ものである。 ものであるため、一時点で収益を する権利」として判定した場合は、 で存在する企業の知的財産を使用 益を認識する」として益金算入し、 の期間にわたり充足されるもので ②ライセンスが供与される時点 履行義務が一時点で充足される

変動対価

いる。 おいて、次の3点を条件に所得 とすることが認められるとして れる。まず、法人税法上は、法 計と税務で差異があると考えら ただし、変動対価に関しては会 人税基本通達2-1-1の11に

1 らかにされていること 金額算定基準が相手方に明

合理的な見積り方法で継続

①および②の根拠となる書 的に適用していること 類が保存されていること

えられる。ただし、実務上の判断 においては、会計上も見積りの判 いため、この点が差異になると考 は具体的な方法は明記されていな 方で、 収益認識基準において

> 観的な判断基準が必要になると考 断根拠として、①~③のような客 えられるため、実質的な相違はな いといえよう。

から減額させることになり(法基 た日の属する事業年度の収益の額 の金額をその通知または支払をし の差異はないといえよう。 通2-1-1の2)、会計基準と 反映しない場合は、売上割戻し等 また、変動対価に上記を用いて

消費税上の取扱い

額」としており、法人税法のよう き一切の金銭又は金銭以外の物若 資産の譲渡等の対価の額すなわち、 来どおりの扱いとなる。 に特段の改正はされておらず、従 に係る消費税の課税標準は、課税 しくは権利その他経済的な利益の 対価として収受し、又は収受すべ 28 条において「課税資産の譲渡等 消費税については、消費税法第

権付き販売、 例」として、①自社ポイントの付 与、

②契約における

重要な金融要 認識基準による場合の取り扱いの そのため、国税庁からは、「収益 ③割戻を見込む販売、 ⑤商品券等、 · ④返品

渡邊

事例として紹介されているため、 び消費税の間に不一致が存在する 仕入については、会計と法人税及 留意が必要である。

見積りを行うことは認められない だし、消費税法上は、変動対価の ものはないと考えられるため、消 いる場合には課税売上に係る消費 ため、変動対価の見積りを行って 生する可能性は低いといえる。た 費税について会計処理と差異は発 に留意が必要である。 税に関して調整が必要になること 上記の条件に明確に当てはまると サブスクリプションに関しては、

太陽有限責任監査法人 公認会計士 2011年太陽有限責任監査法人入所。

景輔(わたなべ・けいすけ)

2014年公認会計士登録。ソフトウェア業 界の監査を中心に、卸売業、サービス業 いて、内部統制構築支援や〜 業のスタートアップ支援を行っている。